

パブリックコメント用資料

荒川区旅館業法施行条例の一部改正（案）

パブリックコメント受付期間

令和3年12月13日（月）～ 令和3年12月27日（月）



令和3年12月
荒川区

パブリックコメントに当たって

応募できる方

次のいずれかに該当する方

- ・ 区内在住、在勤及び在学の方
- ・ 区内に事務所・事業所を有する個人、法人及び団体
- ・ 本条例により影響を受ける個人、法人及び団体

意見の提出方法

次のいずれかの方法で、令和3年12月27日(月)必着で、ご提出ください。

電話によるご意見はお受けできません。あらかじめご了承ください。

(1) 区ホームページでのご意見提出

住所・氏名(ふりがな)又は団体名、電話番号及び意見等を区ホームページのフォーム欄にご入力ください。

(2) 電子メールでのご意見提出

住所・氏名(ふりがな)又は団体名、電話番号及び意見等をご記入の上、下記のメールアドレスにお送りください。

件名は、「荒川区旅館業法施行条例の一部改正に対する意見」にさせていただきよう、お願いいたします。

(3) ファックスでのご意見提出

住所・氏名(ふりがな)又は団体名、電話番号及び意見等をご記入の上、下記のファックス番号にお送りください。

(4) 郵送でのご意見提出

住所・氏名(ふりがな)又は団体名、電話番号及び意見等をご記入の上、下記の宛先にご郵送ください。

(5) 持参でのご意見提出

住所・氏名(ふりがな)又は団体名、電話番号及び意見等をご記入の上、下記の北庁舎窓口にお持ちください。

頂いたご意見について

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、個人が特定できないように意見の概要としてまとめ、それに対する区の考え方等とともに後日公表いたします。

なお、ご意見につきましては、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

【ご意見の提出・問合せ先】

〒116 8502 荒川区荒川2-11-1 区役所北庁舎1階

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係

電話番号：03-3802-3111 内線426

ファックス番号：03(3806)2976

メールアドレス：kankyo-eisei@city.arakawa.tokyo.jp

荒川区旅館業法施行条例の一部改正の概要

1 背景（改正の理由）

- ・区では、これまで、平成30年6月の規制緩和等により改正された旅館業法の施行に伴う近隣住民の生活環境への悪影響を防止し、近隣地域の安全・安心の向上を図るとともに質の高い宿泊サービスの提供を確保するため、申請予定者が、近隣住民に対し、どのような施設で、どのような運営方法による旅館業を営もうとしているのか説明会等の場で説明を行い、近隣住民の理解を得るよう努めること、また、旅館業の入る建物では、宿泊者の使用に供する部分と居住のための部分が区画され、それぞれが共用されない構造にする等の荒川区ルールを策定し、指導等に取り組んできました。
- ・しかし、一戸建て住宅を利用した旅館や、集合住宅等として建築された建物を用途変更し旅館とする等、近隣住民の生活環境が悪影響を受けるおそれがある事例が散見されていることから、さらなる近隣住民と宿泊者の双方の安全・安心を確保する必要性が生じています。
- ・そこで、荒川区旅館業法施行条例に定める構造設備及び衛生管理の基準を見直し、宿泊者にとって安全かつ安心な宿泊環境を確保するとともに、近隣住民の安全かつ安心な生活環境の確保を図ります。

2 主な改正内容

(1) < 地域住民の住環境の課題 > 関連

施設名称の掲示

公衆の見やすい場所に旅館業の施設名称を掲げることがを定めます。【条例第6条】

- ⇒効果 ・戸建て住宅等を旅館業の施設とした場合、宿泊客が間違っ近隣住宅のインターホンを押すなどの行為を未然に防ぐことができます。

廃棄物保管設備の設置

適切な保管設備を設置することを定めます。【条例第8条】

- ⇒効果 ・旅館業の施設で発生したごみや廃棄物から、害虫や悪臭が発生する等の悪影響を周辺に及ぼすことを予防することができます。

(2) < 適正な旅館運営の課題 > 関連

申請書の添付書類

申請時に、旅館業の施設に関する土地・建物の登記事項証明書や、所有者等の承諾を得ていることを証する書類(使用承諾書等)を添付することを義務付けます。

【条例第1条の4】

- ⇒効果 ・旅館業を営もうとする施設の土地・建物について、営業者が旅館業を営むために必要な権原を有することをより確実に確認できます。

営業従事者の常駐場所

営業従事者の常駐場所と便所等の設備を設置することを定めます。【条例第8条】

- ⇒効果 ・ 営業中は営業従事者の常駐が定められており、営業従事者が待機や休憩をするための場所と設備（便所等）を設けることで、営業従事者の労働環境の向上を図ることができます。

(3) <安全安心・快適な施設の課題> 関連

客室の定員

1 客室に宿泊させる宿泊者の人数について、現行の有効面積 3.0 m²以上につき 1 人から、有効面積 3.3 m²以上（ただし、有効面積の部分に寝台を置く場合は、4.5 m²以上）につき 1 人に改めます。【条例第4条】

有効面積：寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供される部分の床面積

- ⇒効果 ・ 宿泊者のより快適な宿泊環境を確保することができます。

客室の区画

客室と他の客室、廊下等との境を壁などで明確に区画することを定めます。

【条例第8条】

- ⇒効果 ・ 宿泊者の安全かつ安心で快適な宿泊環境を確保することができます。

ロビーの設置

宿泊者が自由に利用することができるロビーを設置することを定めます。

【条例第8条】

- ⇒効果 ・ 宿泊者の安全かつ安心で快適な宿泊環境を確保することができます。

便所の手洗い設備

便所に流水式手洗い設備を設置することを定めます。【条例第8条】

- ⇒効果 ・ 衛生面が向上し、さらなる感染症の予防等が期待できます。

共同便所の設置

便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を男女別に分けて設置することを定めます。【条例第8条】

- ⇒効果 ・ 宿泊者の利便性の向上を図ることができます。

旅館業法施行条例の一部改正に対するご意見

住所	電話番号
学校・勤務先等（荒川区外にお住まいの方のみご記入ください） 電話番号	
氏名（団体名）	年齢
ご意見（自由記入欄）	
ご意見の送付先	
〒116-8502 荒川区荒川2-11-1 荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係 FAX：03-3806-2976 電子メール：kankyo-eisei@city.arakawa.tokyo.jp	

締切日：令和3年12月27日（月）